

岩国市監査告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を
執行し、同条第 9 項及び第 10 項の規定により監査の結果に関する報告及び意見
を決定したので、次のとおり公表します。

平成 29 年 11 月 16 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 藤 本 泰 也

1 監査の対象

由宇総合支所	地域振興課・市民福祉課・農林建設課
玖珂総合支所	地域振興課・市民福祉課・農林建設課
周東総合支所	地域振興課・市民福祉課・環境衛生課・農林建設課
錦総合支所	地域振興課・市民福祉課・農林建設課・美川支所
美和総合支所	地域振興課・市民福祉課・農林建設課・本郷支所
教育委員会	由宇支所・玖珂支所・周東支所・錦支所・美和支所（公民館を含む）、ちどり幼稚園・玖珂幼稚園 由宇小学校・由西小学校・神東小学校・玖珂小学校・本郷小学校・そお小学校・高森小学校・川上小学校・米川小学校・修成小学校・周北小学校・錦清流小学校・宇佐川小学校・美川小学校・美和東小学校・美和西小学校・由宇中学校・玖珂中学校・本郷中学校・周東中学校・錦中学校・美和中学校
農業委員会事務局	由宇支所・玖珂支所・周東支所・錦支所・美和支所

2 監査の実施期間

平成 29 年 10 月 16 日から同年 11 月 10 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 29 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 29 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めたが、次の事項について改善を要望します。

(1) 特定事項

ア 周東総合支所地域振興課

指定管理となっている施設の修繕等の管理区分が不明確なため、適切な管理をしていただきたい。

イ 教育委員会錦支所

錦中学校、錦清流小学校及び美川小学校へ配送している給食は、錦中学校の現在使用していない寄宿舎内にある給食調理室で調理しているが、施設の安全性について不安視されている。早急に空調設備等の整備と玖北地域全体での給食施設のあり方について方針を決め、抜本的な対策を講じていただきたい。

(2) 共通事項

ア 地域資源活性化事業において、予算額の6割以上が河川や道路、施設等の修繕や維持管理事業となっており、各地域の特色を活かした地域づくり事業を実施しているとはいえない状況となっている。地域資源活性化事業は地域の特色を活かす事業に特化すべきであり、恒常的に必要な修繕や維持管理の予算は、本庁担当部局及び財政担当部局とも施設等の現状についての認識を共有し、本来の経常経費での予算措置を講じていただきたい。

イ ささえ愛協議会が地域ささえ愛交付金を活用して購入した備品について、その使用簿がないものが見受けられたため、使用簿を整備することで適正な管理をしていただきたい。

ウ 農業集落排水使用料及び特定地域生活排水処理施設使用料の滞納整理事務については、下水道課との分掌事務の調整不足が見受けられた。今後、早急に調整を行い、緊密に連携して取り組んでいただきたい。

エ 公用車使用簿については様式を統一するなど、公用車使用の確認体制の充実を図り、緊張感をもって安全運転に心がけ、交通事故防止に努めていただきたい。